

倉敷市町内会長等表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各地域において、住民自治組織の長（町内会会長、自治会会長、町内会連合会会長、コミュニティ協議会会長）として、多年にわたり、地域活動の推進に寄与するとともに、住民自治の発展に功績があった者の表彰について定めるものとする。

(選考)

第2条 市長は、関係各団体等の推薦した者のうちから、次項に該当する者を被表彰者と定める。

2 表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 単位町内会会長の在職期間が10年以上の者
- (2) 小学校区未満の規模の連合町内会会長の在職期間が7年以上の者
- (3) コミュニティ協議会会長又はおおむね小学校区以上の規模の連合町内会会長の在職期間が5年以上の者
- (4) 前各号に掲げるほか、市長が特に表彰することを適当と認める者
(在職期間の計算)

第3条 前条第2項の在職期間は、表彰年度の4月1日において、在職中の者については、就任した日から表彰年度の4月1日まで、退任した者については、就任した日から退任した日までとする。

2 前項の期間を計算する場合において、就任した日、表彰年度の4月1日及び退任した日の属する月は、それぞれ1月とし、12月をもって1年とする。ただし、就任日と退任日が同年同月にある場合は、1月とする。

3 在職期間に中断がある場合は、通算するものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、市長が感謝状を授与して行う。

2 表彰には副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年1回行うものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、臨時に行うことができる。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。